

日 時：平成29年8月9日（水）14：30～16：30

場 所：長野県庁議会棟 第1特別会議室

「しごと改革」の観点から、進行及び資料説明のテープ起こしを今回から省略

## 議事 長野県森林づくり県民税について

（青木座長）

皆様、お暑い中、お集まりいただきありがとうございます。いよいよ我々のとりまとめに入る会となりました。本日も忌憚ないご意見をお願いいたします。

私からもお詫び申し上げます。本日のメインは報告書、といいますか、知事から諮問されたことに対する答申の原案を皆様にお示しし、ご意見をいただく。それをもって、今月、さらにもう1回、8月30日に確認した上で取りまとめを終了する、という構想です。

その原案が出来上がったのが昨日の日も落ちてからになっていますので、委員の皆様からは初見でご意見を頂戴することになります。メインがこれで、そちらに時間を取りたいと思っております。ゆっくりと読み上げさせていただきながら、委員の先生方に考えていただきたいと思っております。ちなみに、それが資料5なんですけど、私も来てから気が付いたのですが、「骨子」となっております。「骨子」というわけではなく、原案とお考えいただければと思います。ここで意見書と言っているのも、意見書、報告書、答申のどれなのか私もよく分かっておりませんが、その辺りの事は役所の内部の事なので、我々、客観的・中立的な組織からするとお任せはするんですが、まずは、知事からお尋ねをいただいたことの答申の原案であるとお考えください。本日はそれをメインにしていきたいと思っております。

その前に、総務部長からお話がありましたが、林務部からご説明いただけることがある。特に我々からすると、アンケートの結果についてはお聞きしておきたいところです。本日、時間が限られているものですから、できるだけ要領よくお話をいただければと思います。

第3期についてやろうとしていることをここ数回、聞いてはいるのですが、非常に抽象的なご説明が多い。このまま、年末までお付き合いするという訳にもいきませんので、この時点で答申を取りまとめるわけですが、今、林務部、あるいは県庁の方でお考えになっていることについては、我々どこでコメントすればいいのか分からない、というスタンスでいることを、委員の皆様にもご理解をいただきたいと思っております。第3期にこれを改善しようという説明をされている部分については、我々の意見書には書かないという立場でおります。

後で詳しくご説明いたしますが、第3期については、我々は、第2期の問題点あるいは現状から出発して、第3期に向けて注意する点という書きぶりをしております。ですから、注意すべき点を我々会議で何度か林務部にお伝えしています。それに応えてくれようと林務部の方では努力をされております。

ですが、今、この進行中のプロセスについてはどこで区切った方がいいのか全く分かりませんので、評価できないということで入れておりません。ですので、今からご説明いただくことも、そういうふうな区分でお聞きをいただければと思います。林務部が何をご説明されるのか分からないのですが、第2期のことであれば、我々の報告書の方で考えなければいけない点があるかもしれません。第3期について注意する点については縷々書いてお

りますので、そちらの方向に従っているのかどうか判断の基準になります。

いずれにしても、できるだけ短時間で説明をお願いします。

(福田森林政策課長 資料1 説明)

(千代森林政策課企画幹 資料2～4 説明)

(青木座長)

ありがとうございます。時間も限られていますので、本日のメインの作業に入ります。資料5をお出してください。これが本地方税制研究会・専門部会の報告書、意見書、答申ということになります。昨日の夜までかかっていたものですから、目次もなく大変恐縮です。3部構成になっております。

第1章について、はっきり申し上げておきますが県で書いていて、私はノータッチです。森林税導入以来の客観的なご説明を県庁の方に作っていただきました。これを基にして我々、第2章、第3章ということになります。あらかじめ申し上げておきますが、内容についてはこの場で出た話以外の事は書いてございません。この場で議論されたことを取りまとめたものです。ただ、一つお詫びを申し上げなければならないのは、役所の報告書では絶対ないことだろうと思いますが、私が一字一句書いています。ですから、性格の悪いところ、常々沼尾委員からもご批判をいただいているところですが、筆が滑って過激なことを書くところ、あるいは、分かりやすさを優先して多少話を端折っている箇所が多々あります。その点については、本日、先生方から厳しいご批判をいただいた上で修文をして30日に改めて持参したいと思っております。

第1章をつらつらと眺めていただいて、森林税導入の経緯、第1期、第2期ということになります。それぞれの一番簡単なデータですが、第2期の時にはこういうデータすらなかったのですが、今回は多少のデータがございます。森林税の導入状況から始まって、3ページに間伐の目標と実績が乖離をしていること、4ページでは搬出間伐、先ほど林務部からも説明がありましたが、搬出が進んでいないという状況。あとは森林づくり推進支援金の雑把な内訳。今日、使った後の細かな事業名称と金額の一覧をいただきましたが、さらに水源林。なぜここにあるのかは、後ほど説明いたします。最後が、これも林務部から説明がありましたが基金の残高。先ほどの資料と似たような資料がございます。

いよいよ、第2章、第3章に入ります。6ページをご覧ください。ここ以降はゆっくりと、本来は1週間前くらいにお届をした上でご意見を頂戴するところですが、委員の先生方には初見になりますので、じっくりとお話しさせていただきます。

第2章が現状分析でここが一番のメインになります。第3章は、第3期の留意点ということになります。我々、論理的な思考で書いておりますので、第2期で現状分析として出てきた問題点を第3期では注意してくださいよ、という書きぶりになるわけです。

第2章から読み上げます。

(読み上げ 略)

9ページについて補足の説明をさせていただきます。私もようやく理解したのですが、基金残高の問題です。8億円の残高というところ。事実から申し上げますと、去年の年度末(平成28年度末)で4億8,900万円、これが基金の残高です。これに対して、法人分の税込1.1億円が1年遅れで入ってきます。要は1年ずれるわけです。毎年の税込6.8億円の中には、法人分1.1億円も入っています。これがどの年の法人分か、ということなんです。一番分かりやすく言うところの事になります。

森林税を平成29年度をもって終了した場合、平成30年度に法人分の税込1.1億円が収入となるということです。森林税は終わっているのに、1年遅れで税込が入ってきてしまう

ということなんです。どこで始めてどこで終わるかという考え次第で、ここに書いてある数字は正しいのですが、いろいろなことが言えます。どういう書きぶりをすればいいのか、先ほだちょっと総務部長と相談したのですが、1年遅れではみ出て入って来る税金、このカウントの仕方が難しい。第3期に続けた場合に、税金は6.8億円で基金にある残高は4億9,300万円です。これを5年で割ると、はみ出た1.1億円が消えてしまいますので、悩ましいところなのです。どこで区切るのかが問題で、分かりやすいのはこちらに記載の数字になるのですが、事業規模がこれより小さくなることは、現実的にはあり得る話です。今日、来てからその説明を聞いて初めて納得したものですから、アイデアをいただければ、直します。

今、読み上げさせていただきました。お恥ずかしい文章で大変恐縮です。どこからでも結構です。ご意見、ご批判、修文、追加などお願いいたします。

(宮崎委員)

まずは、お疲れ様でした。

17ページの第3章の6「森林づくり推進支援金の廃止もしくは大幅な縮減」について、縮小して存続した場合の根拠として「特定補助金」としての存続ということが掲げられています。支援金の内訳は示していただいたように、松くい虫がかなり大きいということなので、松くい虫向けの特定補助金ができるようなイメージかと思うのですが、この点に関して県に事実の確認をお願いします。

元知事のホームページに、県政に対する質問への回答のログが残っていて、平成15年12月1日、松くい虫補助金廃止に関する回答があります。

県民からの質問に対する回答が「限られた予算の中で効率よく対策を講じるという観点から、本年度（平成15年度）より事業主体である市町村のご理解とご協力の上で、松くい虫被害木全域全量駆除を取りやめ、景勝地や林地保全上重要な松林や被害地域と未被害地域の境界付近に限って駆除する方針に転換いたしました。」ということです。

かつてあった補助金を廃止している、まず、これはよいですか。

(長谷川森林づくり推進課長)

事実関係から申し上げます。その答弁を見てはおらないのですが、もともとは全量駆除を目標としていました。国の法律、制度等の変更もありまして、記憶ですが、長野県では15年度に市町村が優先して守る場所を設定し、その周辺部分も含めて限定した地域を守る支援に見直しを行っております。現在でもその方針に変わりはありません。支援金とは別に国庫補助も活用しながら行っている対策を本対策と呼ばせていただきますが、本対策では市町村が指定した一定の松林しか支援の対象とはしていません。そうは言っても、対象とならない場所であっても市町村からすると処理をしたい松林も現実には存在します。そういうピンポイントな場所について支援金を使っています。

(宮崎委員)

つまり、前回、既存事業かどうかは定義の問題だ、という話があったのですが、支援金は廃止された補助金の代替財源として機能しているということでよいのですよね。

(長谷川森林づくり推進課長)

まず、考え方を大きく変えておりまして、全域、全量を守っていくことは現実としてあきらめているところがあります。平成10年代の前半ごろまでは10億円近いお金を投入しており、今、本対策事業は国の補助金も含めて2～3億円くらいです。支援金の中でやって

いるのは4,000万円程度です。方針を変えたことによってカバーできなくなった部分のうち、どうしても市町村でやらなければならないところを補完的にやっけていただいているというような形です。

(宮崎委員)

ですから、歳出削減の悪影響を超過課税で一部カバーしていると言えます。前回の継続の時には分からなかったのですが、今回は「6」のところでも事実上復活をさせるという意味合いになるのかなと思います。それは1つには必要であるからだと思いますが、本体事業で支援を限定したことにより松くい虫被害を拡大したのではないかと思います。それについて、県はPDCAサイクルを一層おっしゃっておいでですが、どう評価されておいでなのか。

(長谷川森林づくり推進課長)

現実として、被害拡大を防ぎきれないことを受け止めなければならないと考えております。そうした中で、防災上、松でないといけない、あるいはマツタケ生産のため松でない困る森林を、守るべき場所として市町村で指定し、ここを守ることに全力を尽くしている状況です。

(宮崎委員)

先ほど、県からあった説明の印象ですが、目標未達成なので目標を変えますということも第1期、第2期とやってきていて、第3期でもそれをやろうとしています。前回もいきなり防災・減災の話が出てきた、との座長のご指摘もありましたが、目標はきちんと達成しましょう、ということも青木座長は意見書で明示しているのだと思います。

設定した目標を変更して継続するという印象を抱いたのは、資料2の1ページ、これは日本語の問題かもしれませんが、「(1)里山の整備」の第2段「しかしながら、所有者不明森林の増加など整備困難な地域が増え、整備面積は目標未達であり、また、搬出間伐は『切捨て間伐』後の間伐材に限定していたことなどから目標未達」であり、次に「こうしたことから」突如として違う目標が出てきます。

普通、目標を設定してその目標が未達成であったならば、問題点を分析し、特に上で指摘しているのであれば、その点を改善して次の期につなげていくという話になるものです。それが、「防災・減災及び住民等による利活用のための里山整備」の重点化となってしまっています。指摘されている問題点への対応については、「切捨て間伐後」の限定を緩和するとか…。PDCAサイクルを機能させていただきたいと思います。新たな目標を立て重点的に行うことによって、これまで障害になってきた部分が解決されるのでしょうか。

(長谷川森林づくり推進課長)

今後の里山整備のあり方については、これまでもご説明させていただいた通り、残っている部分の分析をレーザー航空測量等の結果を用いて行いました。

その結果、残っている場所の中にも引き続き間伐が必要な場所というのが一定量存在している中で、所有の細かさの問題であるとか、搬出の問題であるとかが存在しています。

資料2の1ページの文章は、分かりにくかったかもしれませんが、我々が意図したものは2ページに書かせていただいています。

1つが、残っている場所のうち、危険性が高い部分については早急に間伐を進めていきたいということ。そうした中で、レーザーの結果等を用いて、どこが危険なのかということも絞り込んだ上で、少し実効可能性も勘案した上で、整備目標を立てていきたい。具体

的にどこをやるのかと特定したうえで所有者の皆様にも直接働きかけや情報提供等を行いながら実行していきたいということが1点。ここについては面積要件等も緩和を考えていきたいと思います。

もう1点が「住民等の利活用による里山整備」ということで、こちらが里山の利用を進め持続させていくことについて積極的な解決を図っていきたいというものです。比較的条件の良い里山の整備については、県の条例上の制度を用いて、住民にもっと積極的に参加をしていただく形で所有等の問題を解決しながら、進めていくやり方を取っていきたい。その整備目標については、少し幅があるのですが1,500~2,250haという形で整備を進めていけないかと考えているところです。

(堀越委員)

基金の問題が1番気になるところです。資料5の9ページ部分、翌年度に税金が入って来ることに関し、別の会議でも確認させていただきました。仮に、ここで森林税を終了させるならば、平成29年度末に残った4.9億円プラス翌年度に入って来る1.1億円で6億円が残ることを確認済みです。そういった意味で、座長がおっしゃることはよく分かります。

やはり、基金に年間税金に相当する金額が残っている、ということが問題だと思っています。同時に、県が示した資料2は漠然としていて、数字としてつかみどころがありません。感覚的に、第2期よりも第3期の方が税事業は縮小されるものと思っていたところが、拡大するのですね。

(青木座長)

基金残高がごさいますので、年間税金にその分を載せれば事業費は拡大する、というのが趣旨です。

(堀越委員)

事業費は拡大するけれど、それが実行可能なのかといった点から見ると、それだけのものを1年で使うことができるのかどうか疑問です。実行可能性からみれば、事業縮小ではないか、といった感想を持っているわけです。現在、個人からの徴収額は500円ですが、それでよいのか、検討する必要があります。

(青木座長)

私もそこまでは申し上げなかったのですが、基金残高をどうするのか、残高を上乗せしてしまうと事業は拡大するわけです。それだけの事業量が必要なのか。一方で里山整備面積は縮小することが示されております。第2期よりも増えた額をどう使うんだろう、ということには非常に注意をしなければならないということが、我々の言っている注意点の最大の項目であろうと思っています。

そこから更に、事業が縮小するんだったら1人当たり負担額が下がるんですね、とまではさすがに我々の立場からは書けない部分です。論理的に言えばそうなるんですが、事業が示されていない現状では税額を検討できません。普通は、半年くらい前に、5年間の総額と1年ごとの推計予算額が出されたうえで、これをやるとこういった効果があるという一覧表みたいなものが出てくるイメージで。これがあれば、我々はイエスカノーか言えるのですが、これが全くない。そういった状況で整備面積が縮小するから1人当たり負担額も下げるのか、まではさすがに書けなかった。事業量さえ示されれば、そういった議論は当然だと思います。

(堀越委員)

このままいくと、さらに基金残高が増える可能性もあると思うのです。そうしたときに、県民への説明はどうされるのか、という問題はあると思います。

(青木座長)

県庁の方が努力をしていることは認めるし、信用もしたい。しかし、我々は納税者の立場から注意をして警告を鳴らさざるを得ないのです。

(三井委員)

今の堀越委員の発言に関連して。9ページのところですが、実際の残高プラス $\alpha$ があるということだと思います。

税金としては区切りをつけて、第3期、新しい森林税として考えて運用したい、ということはそれでよいと思います。そうすると、残高というのは、翌年度に入って来る分も含めて、目的が同じであれば、次の課税期間が仮に5年間であれば5等分し、5年間にわたって残高を有効に活用することが前提です、ということはお書きいただいているとおりでと思います。

ただ、大北森林組合の不正分について、こういった形で指摘することはよいと思いますが、それを事業資金として考えることは、少なくとも現実問題として今後の5年間に不正受給分が県の財政として確保できるか、キャッシュになるかというところかなり難しい問題があると認識しています。その部分だけは指摘にとどめると言いますか、本来であったらこう考えるべき、という形だと思います。もし、第3期の森林税にこの残高を使う場合には、有効に使ってください、と。使う部分の残高に不正受給分を考えることは逆に非現実的だと思います。

500円がよいのかは確かに書きづらいところだと思います。アンケートでは、500円くらいが妥当という結果ですが、ワンコインだしその辺かな、というのが県民の感覚ではないかと思います。

逆に、余っているという大変ですが、小さくない基金残高があります。事業資金の必要性を県でしっかりと算定し、残高を有効に使った上で、さらに今後も県民からどれくらいいただかなくてはいけないのか、という考え方で税額を設定すべきだ、という意見を示してもよいのではないかと思います。当然、いくらが妥当ということは今は言えませんが、考え方として示すことはできるかなと感じます。

(青木座長)

貴重なご意見をありがとうございました。私もご報告をする途中で、大北の問題は理解しておりましたし、裁判の方では時効分がどうこう、というお話も耳にしております。現実問題としていろいろあるということは承知しております。

ここは、税の立場からすると、ということ強く出しております。今、ご指摘いただいたように、少し補足をして、財政状況に配慮をしつつ、少なくとも納税者の権利を代表している我々からすると、約束したとおりに使ってもらわなければ困ります、納税者の気持ちを汲むべきであるということを追加させていただこうと思います。

もう一つ税額の部分、難しいのですが、考え方を示すことを検討してみます。三井委員おっしゃった「残高を有効に使った上で」は曖昧ですが良い表現だと思いますので、「有効に使った上で1人当たりの税額がいくらになるのか慎重に考えるべきだ」といったような表現を考えます。できれば、30日までにチェックをしていただければと思います。今回はできるだけ早めにお送りしたいと思います。

(水本委員)

説明をありがとうございました。現在は座長のお考えではありますが、最終的に税制研究会のものとなるわけです。先ほどから座長が再三おっしゃっているように、表現が非常にきついところが気になっておりました。

6ページ「搬出間伐が遅々として進んでいない」という表現ですが、4ページの(2)間伐材の搬出支援を見ますと、平成28年度末までで、目標14,000m<sup>3</sup>に対し実績7,289m<sup>3</sup>でおよそ半分は実施しているわけです。これを何%くらいできたら進んでいるという表現になるのか、ということがあるのかと思います。

事務局にお聞きしたいのですが、こういう表現をされて反発はないのですか。

(青木座長)

ないわけ絶対にはないですよ。あります。それは私が言います。

(水本委員)

「全く実施していない」という認識で一致してよいのでしょうか。

森林づくり推進支援金について、私、前回に基金残高を全額松くい虫に回してしまえと過激な発言をしましたが、今日、宮崎委員からお話がありまして、以前松くい虫の補助金があったというその事実を知らずに発言したものですから、ちょっと状況が違うのかなと思いました。

6ページの支援金についても「まったく責任を持たない姿勢を示しているのである」、こういうきつい表現について認識をお伺いします。

(長谷川森林づくり推進課長)

1点目の搬出間伐については4ページが実績の事実関係でございます。これまでも説明をさせていただいてきましたが、新たな搬出支援メニューを組ませていただいて、我々も努力してきたところですが、やり方が実態と合っていなかったという反省もありますが、第2期に移行するにあたって、研究会からいただいたご指摘に全く何もしなかったというわけではありません。反省すべき点があったり、目標が達成できないという点については、研究会の皆様、納税いただいた皆様にお詫びしなければいけないということは思っております。そういった点をご理解いただき、ご報告いただければ我々としてはありがたいなとは思っております。

(千代森林政策課企画幹)

支援金については6ページに説明責任のお話が、13ページにはその配分の基準であるとか、事前・事後のチェックのお話が出ているのかと思います。

まず、6ページのご指摘に関しては、やっていることの実事としては、毎年の事業実績については「みんなで支える森林づくり県民会議」の地域ごとの会議で報告、評価をしていただき、会議も公開しています。資料や会議の内容もホームページに公開しております。また、県民会議でも同様に、地域からの報告を受けて説明をしております。

こういう状況ではありますが、その内容が不十分であるというご指摘をこれまでも頂戴しておりますので、改善すべき点は多々あると思っておりますが、全くないとか、対応がゼロであるとか、そういうことではないとご承知をいただきたいと思っております。

13ページの配分につきましては、基本配分枠・重点配分枠ともに事前審査・事後検査ともに行っています。こうしたことは、手続き上、必ずやるものですし、今日も別添の資料

で、前回にも示させていただいた推進支援金の概要をつけておりました、支援の要件や実施要領もつけさせていただいております。地域会議でもご意見を頂戴して事業を執行する手続きもっております。十分でないというご指摘は承っておりますが、これまでもご説明してきたとおり、対応はしております。

(青木座長)

ありがとうございます。文章表現については、最初に申し上げたように、かなりのスピードで書いておりますので、ご指摘の部分、少し考えさせていただきます。マイルドに近づけていければな、と思います。

(半谷委員)

超過課税なので、本来、財政需要が先にあるべきだという宮崎委員のご意見に全く賛成です。その上で、座長が書かれているように第3期にやる場合には「ゼロベースで、財政需要の金額まで」示して、改めて第3期をやるのか決めていただきたいということをもっとはっきりと書いて、強調していただいた方がよいと思います。

17ページの森林づくり支援金を存続させる場合に、用途を限定した「特定補助金」として残す、ということは理解できます。

座長が苦勞をされて第2の存続理由を作られたと思うのですが、「都市から中山間地への財源移転」これもあり得る話だと思います。要するに、中山間地域が森林を守っている、都市部も恩恵を受けている。だから、都市部であがった税収をそちらへ回すのだということは当然にあるかと思うのですが、後段の県内財政調整のための一般交付金は行き過ぎかと思えます。特定補助金ほど、シビアに、用途を指定しないまでも、森林税として徴収しているのですから、都市から森林に回すという趣旨であっても、用途はざっくりとでも構わないので森林保全に限定すべきであろうと思います。

その後、後半部分で、何に使ったか説明しろだとか示されていますが、やはり、森林に使っているという説明が必要になるのかと思えます。

関連して13ページの方でも、重点配分枠がよく分からない形で行われているということなのですが、「統一した交付基準がなく地域間で不公平な配分が行われている」というような書きぶりですが、不公平かどうかは一般交付金ではないので、重要ではありません。こう書くとかえってそれを助長するような気がいたします。使い道があって、財政需要があって初めて支出する、というようなところを強調していただければと思います。

(青木座長)

ご指摘の点を直したいと思えます。さすがに一般交付金というのは言い過ぎ。交付税をイメージして、というのも言い過ぎ。13ページの1番下は取ります。

(沼尾委員)

とりまとめいただき、ありがとうございます。今日、改めてご説明いただいて感じたことはありますが、端的に申せば宮崎委員、半谷委員の意見に尽きると思えます。ゼロベースかどうかはともかく、第3期に継続したい、それだけの財政需要がある、という以上は、今後5年間でどういう事業をやって、それに対して具体的にどれぐらいの財源がどこの部分で必要なのか、5年分まとめて予算が、ローリングでもよいのですが、そういったものが出てくるというのが超過課税を県民に求める場合のスタンダードだと思っています。

第1期から第2期の時に、我々プロなんだから財政需要はよく分かっている、というようにご説明で、それじゃあ、ということでやってみた結果が大北森林組合の補助金不正が



起きてしまったと。餅は餅屋でお任せしておいて大丈夫なんだろうか、という不安が出てくるのではないかという印象を改めて持ちました。

ところが、今回は「防災・減災の里山整備」だとか、「独自の文化の創造」だとか、いろいろと財政需要として項目が挙がっているのですが、それを具体的にどのようなことに使われるのか、そのために必要な財源の積み上げ額がいくらなのかということが結局、最後まで出てこなかった。そのような状況では、税負担の金額も決められない、本当に必要なのか、今残っている基金でも十分ではないか、といった議論が全くできなかったということがとても残念です。

今回、青木座長の案では、「切捨てから間伐へ」がうまくいかなかったじゃないかということを書いておられて、現場からすると相当努力されたのだと思うのです。例えば担い手がいないのだとか、いろいろな現地の事情があって、実態としてできなかったのだ、ということであれば、何が理由で目標に達しなかったのか、ということの説明したうえで、じゃあ次は、人材育成にいくら投入し、どれくらいの人数をどこの地域で育成していくのだといったことを示していただきたかったと思います。

そういったところの説明責任が果たされていくと、なるほど目標を達成しなかったのはこういう理由かということが県民にも共有されますし、山がこれだけ困っているんだということであれば、情報も含めて幅広く県民の方に伝わる。そこで、費用負担をするのがいいのか、マンパワーとしてボランティアで手伝うのがいいのか、という県民参加の動きも生まれていくのではないかと思います。

プロの方たちだけで検討を行い、とにかく必要だからさらに第3期もと財源を入れて、何が出てくるんだろう、また、次期も分からなくなってしまうのではないかな、ということをととても心配していて、おそらく今後、意見書案の中に書かれていくと思うのですが、そこはぜひ、改めて考えていただければと思いました。

もう一つ気になっているのが、国の森林環境税（仮称）導入との見合いです。また、こちらの税負担が乗かって来る。具体化すれば、いずれ必ずその線引きが必要となってきます。国も動いているでしょうし、トータルな林政全体の中で、既存の財源と今後導入されるであろう森林環境税（仮称）と県の超過課税をどう組み合わせ、何をやるのか、県民に明確に示した上で、この税の位置づけや、税率をどうするのかということを決めていただきたいなと思います。そこが大変気になりました。

今日いただいたアンケート結果を見ると、500円で続けてもよいとの意見が多かったのですが、他方で、回答者の3分の1が森林所有者なんですね。これが長野県の特徴で県民の3分の1が森林を所有しているのであれば、サンプルとして適切なんです、ある意味当事者の方、利害関係者の方の回答が3分の1を占めている。3,000人のうち、回答が996人。残りの2,000人の方に県がやっている取組について意見を聞いてみることは意義があると思います。山や森林を抱えていてそれを守っていくことは、正にここにある長野の「木と森の文化」を守っていくという意味でとても大事なことです、そのところをもっとオープンにする、ということが大切だと思います。

今日の県の資料に「木と森の文化」の創造とあります。長野県には「木と森の文化」は昔からあるもので、今から創造するというよりも、どのように維持しながら大切に伝えていくかが大事だと思います。

逆に、「創造」といい、「木と森の文化」を打ち出すことによって新たな財政需要、施設を作るだとかイベントを行うだとか、そういうところに超過課税を使うというのはどうかと思います。災害対策という部分をトータルに担いながら、どう役割分担するのかが大切だと思いますし、その辺りをもう少し練っていただけると、さらによいものになるのではと思います。

(青木座長)

全て正論で、おっしゃる通りです。意見書の中にどう取り入れられるのか、特に、国の森林環境税（仮称）については私も悩んでいます。前から堀越委員もご発言しておいでなので入れたかったのですが、入れ方が分からなかったのです。「おわりに」にでも、この先の課題として、国の森林環境税（仮称）、県の超過課税、一般財源、この3つをどう組み合わせ長野の森をどうしたいのかというビジョンをきちんと作るべきである、みたいなことを入れさせていただこうかと思えます。

それ以外のご指摘も正論なんですが、意見書にはなかなか取り入れにくい部分がありますので、できるだけ活かすようにしたいと思います。

(宮崎委員)

9ページの基金について若干の修文ということですが、その辺は付度せず、やるべきかやるべきでないか、我々ぐらいしか言うべき人がいないので、きちんと言った方がよいと思います。県民感覚からすると、2.25億円は相当な額です。

14ページの真ん中あたり、「判断材料が示されないからといって、簡単に継続は適当ではないと言ってしまうことにも躊躇せざるを得ないのである」という、座長が苦しんでいる部分ですが、私の記憶では、東京で雪が降った日にこの議論を始めています。仮に「継続が適当ではない」と言ってしまうでも、「簡単に言って」いるわけではありません。沼尾委員のご指摘のように、「事業と金額を出してください」ということは、3～4回は出ている話です。我々の要求は一貫していたので、「躊躇せざるを得ない」とまでは…、というのが率直な感想です。

(青木座長)

悩みつつ書いておりますので…。本日は修文に向けてたたいていただいた、といったところですが。次回、8月30日は、できるだけ早く修文したうえで委員の先生方に送って、見ていただきたいと思っております。欠席の高端委員にもご意見を伺い、入れられるものは入れますし、入りきれないものは付記にするかもしれません。その辺は私にお任せをいただければと思います。次回は「はじめに」から「おわりに」まで、コンクリートな形で見ていただく予定です。

本日はありがとうございました。事務局にお返しいたします。